

高松市監査委員告示第15号

高松市立公民館（川島公民館および川添公民館）の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成15年10月6日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

高松市立公民館（川島公民館および川添公民館）の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成15年8月12日

3 請求の要旨

- (1) 高松市川島土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に関するもの（原文）

別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）の記載及び当該事実証明書の高松市情報公開条例に基づく開示時の高松市職員の無償使用をさせている事実の陳述を本件請求人が録取したところ（当該録取部分は事実証明書を兼ねる。）によると、氏名不詳の高松市職員は、高松市川島土地改良区の不当な利益のために高松市の施設を無償で使用

させて高松市に損害を与えていることは明白である。

いうまでもなく、土地改良区は土地改良法に基づき設立された法人であって、その業務は公務ではないのである。本件土地改良区が高松市施設を使用したいとする理由は「他に適当な施設がなく、職務上利便性が高いため」と記載しているが、現在の不動産の空室状況等から「他に適当な施設がない」とは考えられない。単に「費用」の支出をしたくないために過ぎず、高松市は、特定の土地改良区に不当に利益を与えているのである。土地改良法では、土地改良区の経常的な運営に必要な費用を全組合員から「賦課金」として徴収することとされているが、一部の土地改良区では、高松市の施設を無償で使用するにより、賦課金を徴収しないか又は著しく低額にして当該土地改良区組合員の不当な利益を図っているのである。

本件公金の賦課徴収を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当し、かつ、地方財政法第4条第2項の規定に違反するものである。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件公金の賦課徴収を怠る事実につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

(2) 高松市川添土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に  
関するもの（要旨）

氏名不詳の高松市職員は、高松市川添土地改良区に対し、特に使用させる理由がなく、また、その使用が公務でないにもかかわらず、高松市の施設を無償で使用させて、違法または不当に公金の賦課徴収を怠ったとして、損害の補填等の必要な措置を講ずるよう求めているものであり、その趣旨は、高松市川島土地改良区に対する使用料の徴収を怠る事実に関するものと同趣旨のものであるので、詳細は、省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

## 1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市職員が、高松市川島土地改良区（以下「川島土地改良区」という。）および高松市川添土地改良区（以下「川添土地改良区」という。）に対し、使用料を徴収しないで高松市（以下「市」という。）の施設である高松市立公民館（以下「市立公民館」という。）の一部を使用させていることが、違法・不当な公金の徴収を怠る行為に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件公金の徴収を怠る事実につき、責任を有する者に対して、損害の補てんその他の必要な措置を講ずるよう高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成15年9月2日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

## 2 監査対象部局

本件監査対象部局は、教育委員会教育部社会教育課である。

## 第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局および関係部局の職員から事情聴取すること等により行ったが、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、川島土地改良区および川添土地改良区（以下これらを「両土地改良区」という。）に対して、教育委員会の施設である市立公民館の一部を使用料を免除して、使用を認めている事実の存在

本件請求に係る市の施設は、市立公民館に関するものであり、両土地改良区によるその一部の使用は、それを所管する教育委員会が、両土地

改良区からの行政財産使用許可申請に基づき，それぞれ次のように行政財産の目的外使用許可を行っているものである。

ア 川島土地改良区に対する高松市立川島公民館（以下「市立川島公民館」という。）の使用許可

使用場所	市立川島公民館事務室の一部
面積	16.77平方メートル
使用目的	川島土地改良区の事務所として使用
使用許可期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
使用料	免除

イ 川添土地改良区に対する高松市立川添公民館（以下「市立川添公民館」という。）の使用許可

使用場所	市立川添公民館事務室の一部
面積	3.0平方メートル
使用目的	川添土地改良区の事務所として使用
使用許可期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
使用料	免除

なお，これらの使用許可には，使用の目的，用途および期間の変更の禁止に係る事項等の使用許可条件が付されている。

(2) 教育委員会の行政財産である市立公民館の目的外使用許可とその使用料の減免に関する規定

ア 行政財産の目的外使用許可に関する規定

法第238条の4第4項は，行政財産の目的外使用許可について，「行政財産は，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定しており，この規定に基づき，市は，高松市公有財産事務取扱規則（以下「規則」という。）第26条の規定および行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準（以下「基準」という。）を制定し，行政財産の目的外使用許可の手續等の取扱いを定めている。

そして，基準第4項第2号は，「国または他の地方公共団体その他の公共団体または公共的団体において，公用もしくは公共用または公

益事業の用に供するため、特に必要と認められる場合」など、目的外使用を許可することのできる範囲を列挙しており、これらに該当する場合には、行政財産の目的外使用許可をすることができることを規定している。

なお、市長および教育委員会は、その所管する行政財産について、目的外使用許可に関する申請があった場合は、法、規則および基準に基づき、当該申請内容の審査を行い、許可するか否かの諾否を決定している。

#### イ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料に関する規定

行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、法第225条は、行政財産の「使用につき使用料を徴収することができる」と規定し、法第228条第1項で、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

これらの規定に基づき、市は、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（以下「条例」という。）で、使用料の徴収の根拠、種別および額、徴収方法等を定めている。

また、使用料の減免については、条例第5条で、市長（教育委員会）が「特別の理由があると認めるとき」は、行政財産の目的外使用許可に係る「使用料を減額し、または免除することができる。」と規定し、その取扱基準等は、基準第8の2項の規定で定められている。

なお、市長および教育委員会は、その所管する行政財産について、目的外使用許可に関する申請に併せて、その使用料の免除申請があった場合は、目的外使用許可に関する申請と同様に、法、規則および基準に基づき、当該免除申請の内容の審査を行い、使用料を免除するか否かの諾否等を決定している。

### (3) 公民館の施設の特性と行政財産としての位置付け

#### ア 公民館の施設の特性

公民館は、社会教育法第20条および第21条の規定に基づき、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に

関する各種の事業を行い，もって住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的として，市町村または公益法人が設置する社会教育施設である。

市においても，高松市公民館条例を制定して，その設置を定め，同条例別表第 1 に規定しているように，市立川島公民館および市立川添公民館を含め，市内の 42 か所に市立公民館を設置している。

#### イ 公民館の行政財産としての位置付け

公民館の施設は，先に述べた設置の目的に従い，公用または公共用に供される社会教育施設であり，その法的根拠は，法第 238 条第 4 項で規定されている。

なお，公民館の施設は，社会教育の用に供される施設であることから，行政財産に属する教育財産であり，その管理は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 号および第 28 条第 1 項の規定により，市長の総括の下に教育委員会が行うものとされている。

#### (4) 土地改良区の法的位置付けおよび事業活動における市との関連性

##### ア 土地改良区の法的位置付け

土地改良法は，農業の生産性の向上，農業総生産の増大，農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的に制定された法律である。

そして，土地改良区は，一定の地域内の農業用排水施設，農業用道路等の新設，管理，区画整理，農用地の造成，埋立て・干拓，農用地等の災害復旧その他の土地改良事業を施行するため，土地改良法第 5 条第 1 項の規定に基づき，都道府県知事の認可を受け，地域内の農地に関わる者を組合員（構成員）として設立される法人で，その位置付けは，公共団体である。

また，土地改良区については，土地改良法により，その総代の選挙は，市町村の選挙管理委員会による公選となっているほか，公共団体としての性格と事業の性質に鑑み，法人税法等により，法人税，所得税，固定資産税等について免税の措置がとられている。

なお，市内における土地改良区は，両土地改良区を含め，現在 30

団体あり，その事務所の設置状況は，土地改良区が独自に所有する施設に設置しているものが6団体，市立公民館内に設置しているものが両土地改良区を含め13団体，香川県農業協同組合の支店内に設置しているものが6団体，土地改良区理事長宅に設置しているものが3団体，土地改良区事務担当者宅に設置しているものが2団体である。

#### イ 土地改良区の事業活動における市との関連性

土地改良区が土地改良事業を実施するに当たっては，市において，土地改良区が策定した事業計画の調査や協議を行った後，事業計画書等の公告縦覧を経て，土地改良事業の採択および補助金交付申請の内容の協議・経由を行うなど土地改良区と密接な連携を図っている。

特に，単独市費補助土地改良事業においては，土地改良区は，高松市土地改良事業補助規程に基づき，あらかじめ，市による申請事業の内容の審査・承認を経て，事業に着手し，事業の施行中においては，市の指導等を受け，また，事業が完了したときは，市が，しゅん工検査により事業に要した経費を査定した後，当該事業に係る補助金を土地改良区に交付しており，事業を実施する上で，土地改良区と市は，協力・補完関係にあると言える。

#### ウ 両土地改良区の概要

両土地改良区についても，土地改良法第5条第1項の規定に基づき設立された公共団体であり，平成15年4月1日現在における組織等の概要は，次のとおりである。

##### (ア) 川島土地改良区

設立年月日	昭和29年10月11日
受益面積	317ヘクタール
組合員数	634人
土地改良事業	21事業（平成14年度実績）
総事業費	約6,060万円

##### (イ) 川添土地改良区

設立年月日	昭和27年8月30日
受益面積	202ヘクタール

組 合 員 数 4 8 8 人  
土地改良事業 1 6 事業（平成 1 4 年度実績）  
総 事 業 費 約 8 , 8 6 0 万円

なお，土地改良事業費は，それぞれの土地改良区の組合員から賦課徴収される特別賦課金，県または市の補助金などによって賄われ，その他組織運営上必要な事務経費等は，同組合員から賦課徴収される経常賦課金によって賄われている。

そして，特別賦課金および経常賦課金については，それぞれの土地改良区の定款で定められている。

(5) 両土地改良区に対する市立公民館の目的外使用許可および使用料の免除決定の手續

両土地改良区に対する市立公民館の目的外使用許可および使用料の免除決定の手續は，規則第 2 6 条第 1 項に基づき，両土地改良区から提出された行政財産使用許可申請に対して，基準第 5 項各号に定める事務処理手續に従い，社会教育課長専決決裁を経た後，市立公民館の目的外使用許可および使用料の免除決定を内容とした行政財産使用許可書を平成 1 5 年 4 月 1 日付けで両土地改良区に交付している。

(6) 教育委員会が両土地改良区に対して，市立公民館の一部について目的外使用を許可し，その使用料を免除した理由

ア 教育委員会が両土地改良区に対して，市立公民館の一部について目的外使用を許可した理由

公民館その他の教育財産の目的外使用許可は，(2) - アで述べたように教育委員会がその許可の諾否を決定することとされていることから，教育委員会は，両土地改良区から市立公民館の一部についての目的外使用許可申請書が提出された後，次のとおり，申請内容の審査を行っている。

(ア) 目的外使用許可申請の内容が市立公民館の用途または目的を妨げないものであるか否かの検討

まず，行政財産の目的外使用許可に当たっては，法第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定により，当該行政財産の用途または目的を妨げない



限度において、その使用を許可することができるものであることから、両土地改良区からの申請内容が行政財産である市立公民館の用途または目的を妨げないものであるか否かの検討を行っている。

教育委員会は、当該申請の対象である使用場所が、市立公民館事務室の一部であり、申請使用面積も現有施設で対応できるものであるところ、その使用目的も土地改良区の事務所として使用することとされていることから、市立公民館の施設のうち公用に供されている事務所の一部を申請内容どおりに使用させても当該公民館の運営には何ら支障がなく、施設上の用途を妨げるものではないと判断している。

また、公民館の設置目的は、(3) - アで述べたように、一定区域内の住民のために、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することとされ、公民館は、地域における社会教育の拠点として位置付けられ、社会教育法第22条各号に規定する事業を実施することにより、地域住民の学習・情報の交換の場として、また、社会福祉活動、文化・スポーツ活動その他の地域活動の場としても幅広く地域住民から利用され、地域コミュニティ活動の場としての役割を果たしているが、教育委員会は、両土地改良区が、(4) - アで述べたように、土地改良法に基づき設立された公共団体であり、地域の農業基盤の整備等を対象とする土地改良事業の施行という公益を目的とした事業を行っていることから、その事業活動は、公民館の設置目的に反するものではないと判断している。

(イ) 目的外使用許可申請の内容が基準に定める許可基準に適合するか否かの検討

教育委員会は、次のとおり、目的外使用許可申請の内容が基準に定める許可基準に適合するか否かについて、当該申請に係る使用主体、使用目的、使用内容（用途）その他の使用許可することのできる範囲および使用期間の検討を行っている。

a 使用許可することのできる範囲の検討

基準第4項第2号は、行政財産の目的外使用許可することので

きる範囲を列挙しており、同号アでは、「国または他の地方公共団体その他の公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、特に必要と認められる場合」に使用を許可することができる」と規定されているが、両土地改良区からの申請内容は、(4) - アで述べたように、土地改良区という公共団体が使用するものであること、また、その使用目的も土地改良区の事務所として使用され、公共用に供するものであることから、同号アの規定に該当し、教育委員会は、目的外使用許可することのできる範囲の点では、使用許可することに何ら問題がないと判断している。

なお、基準第4項第3号では、行政財産の原状を変更して使用する場で、その変更によって容易に原状回復できない場合等については、その使用を許可することができないと規定されているので、当該申請の使用内容（用途）についても検討を行っているが、土地改良区の事務所として使用されるものであり、その使用形態も事務所に勤務する職員用の事務机および椅子の設置であることから、同規定にも抵触しないことを確認している。

さらに、教育委員会は、当該申請の理由についても検討を行っているが、当該申請書には、その理由の欄に、「他に適当な施設がなく、職務上利便性が高いため」と記載されており、その理由の具体的な意味を両土地改良区に確認したところ、土地改良区は、地域内にある農地に関わる地域住民（組合員）で構成され、地域に密接した土地改良事業を施行し、極めて地域性の強い団体であり、その事務所は、地域に密着した施設で、利便性が高く、市と連携して、土地改良事業の施行により農業振興を図るにふさわしいものであることが望ましいところ、両土地改良区の地域内には、市立公民館以外には適当な施設がないという旨の説明を受けたので、両土地改良区が市立公民館に事務所を設置したいとする理由にも、相当性があると判断している。

#### b 使用許可期間の検討

行政財産の目的外使用許可の期間については、基準第7項第1号で、「使用許可の期間は、原則として1年以内とする。」と規定されているが、両土地改良区の使用許可申請の使用期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとなっており、1年以内であることから、教育委員会は、同規定にも抵触しないことを確認している。

以上の(ア)および(イ)の検討結果を踏まえ、教育委員会は、両土地改良区に対して、市立公民館の一部について目的外使用許可することが適当であると認め、平成15年4月1日付けで、基準第9項の規定により当該許可に係る使用許可条件を付して、許可したものである。

イ 教育委員会が両土地改良区に対して、市立公民館の一部の目的外使用の許可に当たり、その使用料を免除した理由

教育財産の目的外使用許可に係る使用料の減免については、(2) - イで述べたように、教育委員会が使用料を免除するか否かの諾否等を決定することとされているところ、教育委員会は、両土地改良区から提出された市立公民館の一部についての目的外使用許可申請書に、その使用料の免除を受けたい旨の記載があったので、次のとおり、使用料の免除についても、その審査を行っている。

行政財産の目的外使用許可に当たり、その使用料を減免する決定の判断基準については、基準第8の2項第1号で、「使用目的の公共性、重要性、市の事務事業に及ぼす影響等を慎重に勘案して決定するものとする。」と規定され、また、その使用料を減免することのできる場合の取扱基準については、同項第2号の規定にその事項が列挙されており、同号アでは、「他の地方公共団体その他の公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため使用させる場合」に使用料を減免することができると規定されている。

そこで、まず、教育委員会は、当該申請の内容が同号アの規定に該当し、使用料を免除できるか検討しているが、(6) - ア - (イ) - aで述べ

た検討結果と同じ理由で、当該申請の使用主体が公共団体であること、使用目的が公共団体の事務所として、公共用に供されるものであることから、使用料を減免することができるかと判断している。

また、教育委員会は、平成14年度における市本庁舎での公共団体および公共的団体への目的外使用許可に係る使用料の徴収状況を調べたところ、市長が新川沿岸土地改良区連合、高松市土地改良区連合会および高松市PTA連絡協議会への目的外使用許可など、すべての事例において使用料を免除している状況にあることを確認している。

これらの検討結果を踏まえ、教育委員会は、両土地改良区に対して、市立公民館の一部についての目的外使用許可に係る使用料を免除することが適当であると認め、当該使用許可に併せて、使用料を免除することを決定したものである。

## 2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、両土地改良区に不当な利益を与えるために、市の施設（公民館）を無償で使用させることにより、違法または不当に公金の徴収を怠り、市に損害を与えている旨の主張をしているので、以下、この点について検討する。

ア 両土地改良区に市の施設を無償で使用させていることは、「監査により認められた事実」(1)で示したとおりであり、請求人の主張の要旨は、教育委員会が両土地改良区に対して、市立公民館事務室の一部を目的外使用許可し、その使用料を免除したことが違法であると解されるので、行政財産の目的外使用許可および使用料の免除について判断する。

- (ア) まず、使用料を免除する決定の適否は、行政財産の目的外使用許可が適法かつ適正に行われていることが、前提となるので、行政財産の目的外使用許可について検討する。

そもそも行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の達成のために使用されるべきものであり、元来、本来の用途または目的以外に使用することはできないが、行政財産によっ

ては、本来の用途または目的外に使用させても、その本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高める場合もあり得る。このような行政目的に反しない範囲において特別な使用の許可を法第238条の4第4項の規定で認めており、その許可は、行政上の許可処分として、行政財産の目的外使用許可と言われているものである。

市においても、この規定を受けて、「監査により認められた事実」(2)-アで示したとおり、規則第26条で、行政財産の目的外使用許可の概略的な事務処理手続を定め、さらに、基準で、行政財産の目的外使用許可の具体的な事務処理手続および許可基準を定めている。

教育委員会は、両土地改良区からの市立公民館の一部についての目的外使用許可申請に係る許可の諾否に当たり、法、規則および基準に定める関係規定に照らして、「監査により認められた事実」(6)-アで示したとおり、その申請内容が公民館の用途または目的を妨げない範囲内であるかどうかを主眼として、使用主体、使用場所、使用目的、使用内容(用途)、使用期間、申請理由など個々具体的に申請内容の検討を行っている。

そして、教育委員会は、これらを総合的に審査した結果、両土地改良区は公共団体であり、その事業活動も土地改良法に定める土地改良事業の施行という公益を目的とした事業を行っていること、また、その事業を行う上で必要な事務所を市立公民館の事務室内に設置することを認めることは、公民館の設置目的に反するものではなく、むしろ、地域の農業振興を支援し、地域住民の社会生活活動に寄与するものとして、公益に合致することを理由に、基準第4項第2号アの「特に必要と認められる場合」に該当すると判断している。

また、先に述べたように、両土地改良区の仕事所としての使用形態が単に事務機等の設置であり、使用許可期間が1年であることは、市において公用または公共用のため必要を生じた場合には、容易に両土地改良区との使用関係を消滅させることが担保されているもの

である。教育委員会が、このような判断により、両土地改良区の申請に対し、適正な事務処理手続を経て、使用許可条件を付した上で、許可を与えたことは、合理的かつ妥当なものと解されることから、許可そのものについては、何ら問題となるものではないと判断する。

(イ) なお、請求人は、当該使用許可申請書に、両土地改良区が高松市施設を使用したいとする理由に「他に適当な施設がなく、職務上利便性が高いため」と記載しているが、現在の不動産の空室状況等から「他に適当な施設がない」とは考えられないと主張しているので、この点についても検討する。

申請書に記載されている申請理由は、許可決定を行う上での審査対象項目であるが、教育委員会は、「監査により認められた事実」(6) - ア - (イ) - a で示したとおり、両土地改良区に申請理由の詳細について聴取り調査を行っており、地域に密着した施設で、利便性が高く、市と連携して、土地改良事業の施行により農業振興を図るにふさわしい施設は、市立公民館施設の他に適当な施設がなく、公民館施設に土地改良区の事務所を設置したいとする理由に相当性があると判断しており、その理由には妥当性があり、教育委員会の判断も適当であると考えられ、請求人の上記主張には理由がない。

イ 次に、請求人は、両土地改良区に不当な利益を与えるために、市の施設（公民館）を無償で使用させることにより、公金の徴収を怠り、違法な取扱いをしていると主張しているので、当該使用許可に係る使用料の免除決定の適否について検討する。

使用料の免除については、教育委員会は、「監査により認められた事実」(6) - イ で示したとおり、基準に定める関係規定に基づき、使用許可に当たり、その使用料を減免すべきか否か検討しており、使用料を減免できる場合の基準を定める基準第8の2項第2号アの規定に該当し、使用料を減免することができるかと判断するとともに、市長による使用料の免除取扱いの運用状況等を調査した上で、使用料を免除することを決定している。また、その事務処理手続も適正に行われていることから、使用料免除の決定には、違法性・不当性はなく、また、

使用料の免除により，両土地改良区に利益を与えることが，不当な取扱いであるとも言えない。

また，参考までに，請求人は，一部の土地改良区では，高松市の施設を無償で使用するにより，賦課金を徴収しないか，または著しく低額にして当該土地改良区組合員の不当な利益を図っていると主張しているため，この点についても検討する。

確かに，各土地改良区は，「監査により認められた事実」(4) - ウで示したとおり，組合員から賦課金を徴収し，独自の財源の確保をしているが，これは，土地改良事業費および土地改良区の組織の運営経費に充てられるものであり，その額は，組織および土地改良事業の規模によって，各土地改良区ごとに定款で定められており，市が関与できるものではなく，また，使用料を減免できる場合の基準を定める基準第8の2項第1号および第2号の規定は，使用料の減免を受ける団体の財政状況等を直接の判断基準とはしておらず，請求人の主張は失当である。

- (2) 最後に，請求人は，当該使用許可に係る使用料の免除について，地方財政法第4条第2項の規定に違反するものであると主張しているため，以下，この点についても検討する。

請求人が主張する地方財政法第4条第2項の規定は，地方公共団体の収入は，現実の事態に適應して，法規の命ずるところに従い，忠実に確保しなければならないという趣旨を規定している。

当該使用許可に係る使用料の免除は，「監査により認められた事実」(2) - イおよび(6) - イで示したとおり，法，条例および基準の諸規定に基づき，使用目的の公共性，重要性，市の事務事業に及ぼす影響等を総合的に勘案した結果，決定されたものであり，何ら違法性・不当性はなく，地方財政法の規定に違反しておらず，その使用料の免除が市に損害を与えるものではないことから，請求人の主張は認められない。

よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第16号

高松市立公民館（川島公民館および川添公民館）の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成15年10月6日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	鎌田基志

高松市立公民館（川島公民館および川添公民館）の使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成15年8月12日

3 請求の要旨

- (1) 高松市川島土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に関するもの（原文）

別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）の記載及び当該事実証明書の高松市情報公開条例に基づく開示時の高松市職員の無償使用をさせている事実の陳述を本件請求人が録取したところ（当該録取部分は事実証明書を兼ねる。）によると、氏名不詳の高松市職員は、



高松市川島土地改良区の不当な利益のために高松市の施設を無償で使用させて高松市に損害を与えていることは明白である。

いうまでもなく、土地改良区は土地改良法に基づき設立された法人であって、その業務は公務ではないのである。本件土地改良区が高松市施設を使用したいとする理由は「他に適当な施設がなく、職務上利便性が高いため」と記載しているが、現在の不動産の空室状況等から「他に適当な施設がない」とは考えられない。単に「費用」の支出をしたくないために過ぎず、高松市は、特定の土地改良区に不当に利益を与えているのである。土地改良法では、土地改良区の経常的な運営に必要な費用を全組合員から「賦課金」として徴収することとされているが、一部の土地改良区では、高松市の施設を無償で使用するにより、賦課金を徴収しないか又は著しく低額にして当該土地改良区組合員の不当な利益を図っているのである。

本件公金の賦課徴収を怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の賦課徴収を怠る事実に該当し、かつ、地方財政法第4条第2項の規定に違反するものである。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件公金の賦課徴収を怠る事実につき責任を有する者に対して損害の補填をさせる等の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

(2) 高松市川添土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に  
関するもの(要旨)

氏名不詳の高松市職員は、高松市川添土地改良区に対し、特に使用させる理由がなく、また、その使用が公務でないにもかかわらず、高松市の施設を無償で使用させて、違法または不当に公金の賦課徴収を怠ったとして、損害の補填等の必要な措置を講ずるよう求めているものであり、その趣旨は、高松市川島土地改良区に対する使用料の徴収を怠る事実に  
関するものと同趣旨のものであるので、詳細は、省略する。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを  
求める理由

(1) 高松市川島土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に

関するもの（原文）

住民監査請求の分野においては，従来の監査委員の制度は全く機能しておらず，信用できないので，個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。

(2) 高松市川添土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に関するもの

「(1) 高松市川島土地改良区に対する高松市施設使用料の徴収を怠る事実に関するもの」に同じ

## 第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は，高松市職員が，高松市川島土地改良区および高松市川添土地改良区に対し，使用料を徴収しないで高松市の施設である高松市立公民館の一部を使用させていることが，違法・不当な公金の徴収を怠る行為に該当するか否かという事項である。

## 第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては，監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず，むしろ，監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。